

学 則

学校法人ひらた学園
I W A D環境福祉専門学校

学校法人ひらた学園 I W A D環境福祉専門学校学則

第1章 総 則

(目的)

第1条 本校は、学校教育法に基づき、環境と福祉・医療に関する専門知識や技術を修得し、社会に貢献できる人材育成を目的とする。

(名称)

第2条 本校は、I W A D環境福祉専門学校という。

(位置)

第3条 本校の位置を広島県広島市南区比治山本町14番22号に置く。

第2章 課程、学科、修業年限、定員及び休業日

(課程・学科・修業年限・定員)

第4条 本校の課程、学科、修業年限、定員は次のとおりとする。

昼夜別	課程名	学科名	修業年限	入学定員	総定員	学級数
昼	文化・教養	みどりの環境学科1年課程	1年	20	20	1
昼	専門課程	みどりの環境学科2年課程	2年	35	70	1
昼	農業専門課程	農園芸学科	2年	20	40	2
昼	教育・社会福祉	福祉療法学科2年課程	2年	35	70	2
昼	専門課程	介護福祉学科	2年	35	70	2
合計				145	270	8

(学年・学科の終始期)

第5条 本校の学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2. 学年を分けて、次の前期・後期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から3月31日まで

(休業日)

第6条 本校の休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律で規定する日

(3) 夏季休業

(4) 冬季休業

(5) 春季休業

3. 教育上必要がある場合は、前項にかかわらず、休業日に授業を行うことがある。
4. 非常変災その他急迫の事情があるときは、臨時に授業を行わないことがある。
但し、その場合は振替授業を行うこととする。

第3章 教育課程、授業時数及び教職員組織

(教育課程・授業時数)

第7条 本校の教育課程及び授業時数は、別表のとおりとする。

(始業・終業時刻)

第8条 本校の始業及び終業の時刻は、次のとおりとする。

昼夜別等	始業時刻	終業時刻
昼	9 : 20	16 : 30

(教職員組織)

第9条 本校に次の教職員を置く。

- (1) 校長 1人
- (2) 教員(専任) 10人以上
- (3) 教員(兼任) 10人以上
- (3) 事務職員 1人以上
- (4) 学校医 1人

校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

第4章 入学、休学、退学、卒業及び賞罰

(入学資格)

第10条 本校の入学資格は、次のとおりとする。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 学校教育法第56条第1項に定める大学の入学資格を有する者
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者
- (4) その他専修学校において、高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認められた者(介護福祉学科を除く)

(入学時期)

第11条 入学及び進級の時期は、毎年4月始めとする。

(入学手続・許可)

第12条 本校の入学手続きは、次のとおりとする。

- (1) 本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書、その他の書類に必

要事項を記載し、入学検定料を添えて指定期日までに出席しなければならぬ。

(2) 前号の手続を終了した者に対して入学試験を行い、入学者を決定する。

(3) 本校に入学許可された者は、入学許可の日から20日以内に第19条に定める入学金・授業料・施設設備費・委託実習費を添えて手続きをとらなければならない。

但し、事情がある場合には、所定の手続きをしたうえで、分納（前期、後期）を許可する。

(休学・復学)

第13条 学生が疾病、その他やむを得ない事由によって、1週間以上休学する場合は、その事由を記載した書類及び診断書を提出して、校長の許可を受けなければならない。

2. 前項の者が復学しようとする場合は、届け出て、復学することができる。

(転入学、編入学)

第14条 本校は、転入学および編入学についてこれを許可しないものとする。

(自主退学)

第15条 退学しようとする者は、その事由を記載した書類を提出し、校長の許可を受けなければならない。

(修了の認定)

第16条 本校の修了認定について、教育課程の定めるところにより、各学年ごとに修了すべき学科目（実習科目を除く）について、その出席時間数が3分の2以上である者に対して試験を行い、合格者に対して当該科目の履修を認定する。
実習科目については、その出席時間数が5分の4以上である者に対して実習の成績によって履修を認定する。

2. 試験等（追試験・再試験含む）については、学生便覧に定める。

(卒業)

第17条 本校所定の課程を修了した者には、卒業証書を授与する。

但し、卒業式までに納付金等未納の者については、卒業は認めないものとする。

(褒賞)

第18条 成績優秀にして、他の模範となる者には、褒賞することがある。

(懲戒)

第19条 学生がこの学則、その他本校の定める諸規則を守らず、学生としての本分にもとる行為があったときは懲戒処分を行なうことがある。

2. 懲戒は、訓告、停学及び退学とする。
3. 退学は、次の各号の1に該当する学生に対して行なうものとする。
 - (1) 性行不良で、改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学力劣等で、成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当な理由がなくて、出席が常でない者
 - (4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

(学生証)

- 第20条
1. 入学手続きを完了した者は、入学後、本校の学生であることの身分証明書となる学生証の交付を受ける。
 2. 学生証は登校の際に必ず携帯していなければならない。
 3. 学生証は、卒業、退学、除籍等の場合は直ちに返納しなければならない。

第5章 入学金、授業料、その他

(納付金)

第21条 本校の入学金、授業料等は、次の通りとする。

- (1) みどりの環境学科

受験料	10,000円
入学金	100,000円
授業料(年間)	650,000円
施設設備費等(年間)	70,000円
実技材料費(年間)	150,000円～270,000円
実習費(年間)	20,000円
- (2) 農園芸学科

受験料	10,000円
入学金	100,000円
授業料(年間)	650,000円
施設設備費等(年間)	70,000円
実技材料費(年間)	150,000円
実習費(年間)	20,000円
- (3) 福祉療法学科

受験料	10,000円
入学金	100,000円
授業料(年間)	650,000円～870,000円
施設設備費等(年間)	70,000円
実技材料費(年間)	150,000円
実習費(年間)	80,000円～90,000円
- (4) 介護福祉学科

受験料	10,000円
-----	---------

入学金	100,000円
授業料（年間）	700,000円
施設設備費等（年間）	60,000円
実習費（年間）	60,000円

（納入及び納入の特例）

第22条 学生がその在籍中は、出席の有無にかかわらず、授業料等を所定の期日までに納入しなければならない。

2. 学生が休学した時は、前項の規定にかかわらず、休学期間中の授業料等を免除することがある。

3. 特別の事由のある場合には、別に定めるところにより、授業料等の全部又は一部を減免することがある。

（滞 納）

第23条 正当な理由がなく、かつ、所定の手続きを行わずに授業料等を3ヶ月以上滞納し、その後においても納入の見込みがないときは退学を命ずることがある。

（納入金の還付）

第24条 すでに納入した授業料、入学金及び入学検定料その他、原則として返還しないが、入学合格者で入学年の3月31日までに入学辞退の意思表示をした者については、入学金を除く納付金を還付する。

（寄宿舍）

第25条 寄宿舍に関する事項は、校長が別に細則で定める。

（健康診断）

第26条 健康診断は、毎年1回、別に定めるところにより、実施する。

（慶弔）

第27条 学生の慶弔については、学生便覧に定める。

第6章 附 帯 事 業

（附帯事業）

第28条 本校の附帯事業は次の通りとする。

	学 科 名	修業期間	総定員	授業時間
通信	介護職員初任者研修	2ヶ月	19	通信

夜	園芸療法入門講座	1年間(週1回)	15	18:30~20:30
夜	アロマセラピスト講座	1年間(週1回)	15	18:30~20:30
夜	園芸・ガーデニング講座	3ヶ月(週1回)	15	18:30~20:30
夜	I Tパソコン講座	3ヶ月(週1回)	15	18:30~20:30
昼	介護支援専門員受験対策講座	4ヶ月(隔週土)	20	9:20~16:30
昼	介護福祉士受験対策講座	6ヶ月(隔週土)	20	9:20~16:00
昼	ガイドヘルパー養成講座	全3回	20	9:20~17:00

2. 附帯事業の入学金、授業料等は、次のとおりとする。

	学 科 名	授業料
通信	介護職員初任者研修	59,700円
夜	園芸療法入門講座	150,000円
夜	アロマセラピスト講座	150,000円
夜	園芸・ガーデニング講座	30,000円
夜	I Tパソコン講座	30,000円
昼	介護支援専門員受験対策講座	58,000円
昼	介護福祉士受験対策講座	68,000円
昼	ガイドヘルパー養成講座	30,000円

但し、教科書代及び材料費は別途とする。

附則

- 1 この学則は平成15年4月1日から施行する。
- 2 この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。
- 3 平成18年4月1日改訂
- 4 平成20年4月1日改訂
- 5 平成22年4月1日改訂
- 6 平成23年4月1日改訂
- 7 平成24年4月1日改訂
- 8 平成25年4月1日改訂